

申告期間は 2月16日(月)から3月16日(月)です

税務署での確定申告、町の申告相談が、2月16日(月)から始まります。今回から申告受付会場は役場で統合されましたのでご注意ください。

町の申告相談の日程・お持ちいただくものなどについては、広報といっしょにお配りしたチラシをご覧ください。

なお、還付申告の場合は2月16日(月)より前でも税務署に申告書を提出することができます。また、所得税の確定申告書は、インターネットで作成することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）から「申告・納税手続」→「所得税」をご覧ください。

申告が必要かどうか、どんなものが必要かなど、不明な点があるかたは、収入に関する資料をご準備のうえお問い合わせください。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131・132 秩父税務署 ☎22-4433

●申告が必要な場合

- ・町営・県営住宅に入居している
- ・年金生活で国保に加入している
- ・パート扱いで年末調整をしていない
- ・会社から源泉徴収票といっしょに「給与支払報告書」と書かれた紙をもらった
- ・収入はないが国保に加入している
- ・去年退職などで収入が激減した
- ・国民年金の免除申請をする（している）
- ・住宅ローン控除をこれから受けたい
- ・医療費控除を受けたい

皆野ふるさと応援団 寄付者第1号

ふるさと納税者ご紹介

納税額 50,000円
納税者 手塚恵子様（埼玉県志木市在住）
寄附目的 人材育成

手塚様からのメッセージ

ふるさとをお守りしていただいている皆様に感謝申し上げます。



平成20年7月にふるさと納税制度を創設し、町外在住の方々にご紹介して参りました。

この度、初めてこの制度による納税（寄附）をお受けいたしました。

納税目的にそった事業の財源とさせていただきます。

特別慰労品の請求

平成21年3月31日まで

外地からの引揚者、恩給を受けていない旧軍人のかた、シベリアなどで強制抑留されたかたで、まだ特別慰労品を請求されていないかたは、早急に申請してください。

請求書配布場所 健康福祉課福祉介護担当

問合せ 独立行政法人 平和祈念事業特別基金

☎0120-234-933（無料）

※月～金曜日（祝日除く）

午前9時15分～午後5時15分

町税は納期限内に納付してください

町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など）は、町民が豊かで安定した暮らしができるように、各種福祉の充実、道路などの生活環境の整備、教育の振興など、まちづくりに活用するため、法律や条例に基づき所得や資産に応じて町民の皆様にご負担いただくもので、共同社会における「会費」とも言えるものです。

幸いに皆野町においては、大部分のかたに納付いただいておりますが、ごく一部に滞納となっているかたがいるのも事実です。

この滞納に対しては、法律の定めにより差押えなどの滞納処分を行うこととなり、町でも平成20年中、下表のとおり滞納処分を行っています。今後も滞納者に対しては、順次滞納処分を行います。

町税の滞納がないかご確認いただき、もしあった場合には早期の納付をお願いします。また、今後納期限を迎える町税についても、期限内の納付をお願いします。

平成20年中に執行した町税滞納者に対する差押えの状況

差押の種類	内容	差押え件数・金額など
債権差押	預貯金の口座	4人 約1,460,000円
	国税還付金	10人 約170,000円
	その他の債権	1人 約710,000円
	計	15人 約2,340,000円
給与差押		3人（毎月定額納付）
不動産差押	土地	1人